

森友訴訟 「認諾」では終わらない

弁護士 市川 清文

(千葉県 69)

森友学園の公文書改ざん問題で自死された近畿財務局職員、赤木俊夫さんの妻雅子さんが国を訴えた訴訟は、国が請求を「認諾」し、終結した。民事裁判は、原告の請求を被告が認めてしまえば、終了する仕組みだ。真相究明を恐れた国が財力を盾に請求を認め、事実解明の道を閉ざしたのではないかと、その不誠実なやり方がやり玉に挙げられている。

しかし、国の対応には、大きな落とし穴がある。認諾で終結するのは、雅子さんが起こした「この裁判」だけである。この裁判では赤木さんの自死にまつわる損害が請求の根拠とされたはずであるが、今回の訴訟にはあえて計上しなかった損害が残っている可能性は十分にあり得るし、請求済みの金額が不十分だった可能性もある。つまり、今回の請求は損害の全部ではなく一部の請求に過ぎなかったととらえ、損害の残部の賠償を求めて、新たに訴訟を起こすことは可能であると考える。

「この裁判」以外はまだ終わっていない以上、国の予想外の一手におののく必要はない。これは真相究明に向けた「大きな一歩前進」で、国を追い詰める次の一手が期待される局面であると指摘したい。